

令和4年度山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金（第2弾）
給付申請書兼実績報告書【売上要件・新規創業者用】

山形県知事 殿

令和 4 年 11 月 1 日

申請事業者
〒000-0000
住所 山形県山形市松波0丁目0番0号
フリガナ カブシキガイシャ ヤマガタシヨクドウ
株式会社 山形食堂
フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ヤマガタ タロウ
代表取締役 山形 太郎

法人は、履歴事項全部証明書の「本店」欄の所在地を、
個人事業主は、開業届出書の「納税地」を記入してください。

法人は、履歴事項全部証明書の「商号」を、
個人事業主は、開業届出書の「屋号」を記入してください。「屋号」が無い場合は記入不要です。

押印は不要です。(押していただいた場合でも有効に取り扱います。)

1 申請金額（該当する金額の欄（どれか一つ）に「○」を記入してください。）

<input type="radio"/>	① 法人（③以外）	【100,000円】	<input type="radio"/>	② 個人事業主（④以外）	【50,000円】
<input type="radio"/>	③ 法人（大雨被災事業者）	【100,000円】	<input type="radio"/>	④ 個人事業主（大雨被災事業者）	【100,000円】

裏面記載の「7 日本標準産業分類」を参考に、主たる業種の番号と名称を記入してください。

2 事業者概要

主たる業種	番号	76	名称	飲食店	※裏面記載の「日本標準産業分類」で定める業種の番号と名称を記入
担当者 (日中連絡が取れる方)	フリガナ	ヤマガタ ジロウ	氏名	山形 次郎	連絡先 (電話番号) 000-0000-0000
郵送物の送付先 (受取可能な住所)	〒0000-0000	山形県山形市松波0丁目1番1号			
振込先口座 (ゆうちょ銀行)	記号				
振込先口座 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	山形	銀行・金庫・組合	金融機関コード (数字4桁)	0 1 2 2
	支店名	松波	店・支店・出張所	支店コード (数字3桁)	0 0 0
	預金種目	普通・当座	口座番号	0 0 0 0 0 0 0	
	口座名義人カナ	カ) ヤマカ タシヨクトウ			

通知文などはこちらの住所に郵送しますので、必ず定期的に郵送物を確認できる住所を記入してください。 ※右上に記入した申請事業者の住所と同じ場合は「同上」と記入してください。

どちらか一方に記入してください。

3 申請事業者名義のもので、提出いただく通帳の写しと相違のないように記入してください。 要件を確認し、全てに「○」を記入してください。

(1) 新設・再建・再編・再興・再建・再興を実施している。	確認欄 (○を記入)
(2) 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。	○
(3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。	○
(4) 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に該当する営業（受託営業を含む））を行っていない。	○
(5) 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者ではない。	○
(6) 県が10月以降に実施する以下の給付金等の給付を受けておらず、また今後も受ける予定がない。 ※9月以前より受付を行っている給付金を受給された場合でも本給付金を受給できます。 ・地域公共交通事業者原油高騰等支援金（バス、タクシー・ハイヤー事業者が対象） ・運送事業者原油価格高騰支援給付金（トラック事業者が対象） ・社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援（高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等の運営事業者が対象） ・農業水利施設の電気料金高騰への支援（農業水利施設の施設管理者が対象）	○
(7) 令和4年7月、8月、9月のいずれかの売上げが、対象月の売上げと比較して30%以上減少した。（売上げの対象月比が70%以下である。）	○

2 ページ目の表に売上を記入し、(7)の要件を満たすことを確認してください。

・次の表に売上げを記入し、③対象月比が70%以下であることを確認してください。

① 対象月とその売上げ (令和3年10月～令和4年8月までの いずれか一月)	② 令和4年7月・8月・9月のうち ①の月と比較して、売上げが 30%以上減少した月とその売上げ	70%以下の場合に、給付金の 対象となります。
対象月(※1) 令和 3 年 10 月	売上げが30%以上減少した月(※2) 令和 4 年 7 月	
対象月の売上げ 1,000,000 円	上記の月の売上げ 654,321 円	(※3) 66 %

②と売上げを比較する月(令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月)と、その月の売上台帳、月次残高試算表などに記載の売上金額を記入してください。

①と売上げを比較する月(令和4年7月、8月、9月のいずれか一月)と、その月の売上台帳、月次残高試算表などに記載の売上金額を記入してください。

4 添付書類(※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。)

(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)

※会社登記簿又は開業届が令和3年9月9日～令和4年8月1日までのものに限る。

必ず、それぞれの項目(添付書類)の詳細をよく確認のうえ、(対象月)の売上げが分かる書類
添付書類に不足が無いように注意してください。

※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(3) 令和4年7月、8月又は9月の売上げが分かる書類(売上が0の場合も必要)

・売上台帳、月次残高試算表など
※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(4) 振込先口座が分かる通帳の写し(申請事業者「○」を記入してください。)

※表紙を開いて見開き2ページ分(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カタカナ)の全てが記載されたページ)

(5) 【大雨被災事業者の場合】県内市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書の写し(住宅ではなく、事業用の施設・設備への被害に限る。)

確認欄
(○を記入)

○

○

○

○

(5)は該当する場合のみ↑

添付書類が揃っていることを確認し、

5 誓約(※以下の事項に誓約いただけない場合、給付金を受けることができません。)

(1) 本申請書に記入した内容及び添付書類に偽りないことを誓約します。

確認欄
(○を記入)

○

6 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の

内容を確認し、「○」を記入してください。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月規則第59号)に違反する行為があったとき

7 日本標準産業分類(中分類)

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	25	はん用機械器具製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)	73	広告業
2	林業	26	生産用機械器具製造業	50	各種商品卸売業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
3	漁業(水産養殖業を除く)	27	業務用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業	75	宿泊業
4	水産養殖業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	52	飲食品卸売業	76	飲食店
5	鉱業、採石業、砂利採取業	29	電気機械器具製造業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
6	総合工事業	30	情報通信機械器具製造業	54	機械器具卸売業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	31	輸送用機械器具製造業	55	その他の卸売業	79	その他の生活関連サービス業
8	設備工事業	32	その他の製造業	56	各種商品小売業	80	娯楽業
9	食料品製造業	33	電気業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	81	学校教育
10	飲料・たばこ・飼料製造業	34	ガス業	58	飲食品小売業	82	その他の教育、学習支援業
11	繊維工業	35	熱供給業	59	機械器具小売業	83	医療業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	36	水道業	60	その他の小売業	84	保健衛生
13	家具・装備品製造業	37	通信業	61	無店舗小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	38	放送業	62	銀行業	86	郵便局
15	印刷・同関連業	39	情報サービス業	63	協同組織金融業	87	協同組合(他に分類されないもの)
16	化学工業	40	インターネット附随サービス業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	88	廃棄物処理業
17	石油製品・石炭製品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	65	金融商品取引業、商品先物取引業	89	自動車整備業
18	プラスチック製品製造業	42	鉄道業	66	補助的金融業等	90	機械等修理業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業	43	道路旅客運送業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	91	職業紹介・労働者派遣業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	44	道路貨物運送業	68	不動産取引業	92	その他の事業サービス業
21	窯業・土石製品製造業	45	水運業	69	不動産賃貸業・管理業	93	経済・文化団体
22	鉄鋼業	46	航空運輸業	70	物品賃貸業	94	宗教
23	非鉄金属製造業	47	倉庫業	71	学術・開発研究機関	95	その他のサービス業
24	金属製品製造業	48	運輸に附帯するサービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)		